

おくやみガイドブック



生駒市

## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

生駒市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせ下さい。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

生駒市役所

0743-74-1111(代表)

## もくじ

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| おくやみコーナーのご案内          | P.2     |
| 市役所での主な手続き一覧          | P.3・4   |
| 市役所以外での主な手続き一覧        | P.5・6   |
| 市役所での手続き概要            | P.7～17  |
| 空き家を所有することになったら       | P.19    |
| 相続登記・法定相続情報について       | P.21・22 |
| 各種証明書の交付について          | P.23・24 |
| ご遺族メモ／家系図（3親等以内の親族）   | P.25    |
| ご遺族メモ／故人の財産について       | P.26    |
| 戸籍謄抄本等郵送請求書           | P.28    |
| 委任状                   | P.30    |
| 相続人代表者指定届及び軽自動車等現所有者届 | P.32    |
| フロアマップ                | P.34    |

生駒市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に予約が必要です。

※生駒市に住民登録をされていた方が対象です。

## おくやみコーナーでできること

### ●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

### ●書類の記入が省略できます

事前予約することで、書類の記載を省略できます。

### ●専用ブースで安心して相談できます



## 予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。

### ●電話予約

電話番号：0743-74-1111(内線 7061)

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで  
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

### ●オンライン申請

- ① 生駒市公式ホームページから「おくやみサービス」のページにアクセス
- ② 画面の指示にしたがって申請してください。

【URL】

<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000035161.html>



生駒市おくやみコーナー

場 所：生駒市役所 市民課

## 市役所での主な手続き一覧

詳しい手続き内容は7ページ以降をご確認下さい。

| 区分          | 手続きが必要な人                            | 主な手続き                                                            | 該当 | 済 | 担当課   | 窓口<br>番号   | 参照<br>ページ |
|-------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------|----|---|-------|------------|-----------|
| 住民登録        | 印鑑登録をしている                           | ● 印鑑登録証(カード)の返還                                                  |    |   | 市民課   | 1階<br>1、2番 | 7         |
|             | マイナンバーカード、<br>住民基本台帳カードを持っている       | ● カードの返納                                                         |    |   | 市民課   | 1階<br>1、2番 | 7         |
| 年金          | 国民年金を受給している                         | ● 未支給年金請求                                                        |    |   | 福祉政策課 | 1階<br>8番   | 8         |
|             | 国民年金に加入している                         | ● 遺族基礎年金の請求<br>● 寡婦年金の請求<br>● 死亡一時金の請求                           |    |   | 福祉政策課 | 1階<br>8番   | 9         |
| 保険          | 国民健康保険に加入している                       | ● 国民健康保険被保険者証の返納<br>● 高齢受給者証等の返納<br>(70歳以上75歳未満の方)<br>● 葬祭費の支給申請 |    |   | 国保医療課 | 1階<br>6番   | 10        |
|             | 世帯主であり、<br>世帯に国民健康保険加入者がいる          | ● 新世帯主への変更<br>● 引落し口座の変更                                         |    |   | 国保医療課 | 1階<br>6番   | 10        |
|             | 後期高齢者医療保険に加入している                    | ● 後期高齢者医療被保険者証の返納<br>● 葬祭費の支給申請                                  |    |   | 国保医療課 | 1階<br>7番   | 11        |
| 医療          | 市の医療費助成制度を利用している                    | ● 各医療費受給資格証の返納<br>● 助成金の振込先変更                                    |    |   | 国保医療課 | 1階<br>7番   | 11        |
| 介護保険        | 介護保険被保険者証の交付を受けている                  | ● 介護保険被保険者証の返納                                                   |    |   | 介護保険課 | 1階<br>12番  | 12        |
| 税金          | 市税(市県民税・固定資産税・<br>軽自動車税)を課税されている    | ● 相続人代表者の指定                                                      |    |   | 課税課   | 1階<br>13番  | 12        |
| バイク・<br>自動車 | 原動機付自転車(125cc以下)・<br>小型特殊自動車を所有している | ● 廃車手続き・名義変更                                                     |    |   | 課税課   | 1階<br>13番  | 12        |

| 区分      | 手続きが必要な人                                     | 主な手続き                                                                                                                                                                                | 該当 | 済 | 担当課          | 窓口<br>番号    | 参照<br>ページ |
|---------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---|--------------|-------------|-----------|
| 障がい     | 障害者手帳、<br>自立支援医療受給者証等を<br>所有している             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種障害者手帳の返納</li> <li>● 各種受給者(資格)証の返納</li> <li>● 助成金の振込先変更</li> </ul>                                                                         |    |   | 障がい福祉課       | 1 階<br>16 番 | 13        |
|         | 次のいずれかを受給している<br>特別障害者手当、障害児福祉手当、<br>経過的福祉手当 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 手当死亡届</li> <li>● 支払方法変更届</li> </ul>                                                                                                         |    |   | 障がい福祉課       | 1 階<br>16 番 | 14        |
| 高齢者サービス | ふれあいセンター浴場利用券の<br>交付を受けている                   | ● ふれあいセンター利用<br>券の返納                                                                                                                                                                 |    |   | 福祉政策課        | 1 階<br>8 番  | 14        |
|         | 生きいきクーポン券の交付を<br>受けている                       | ● 生きいきクーポン券の<br>返納                                                                                                                                                                   |    |   | 福祉政策課        | 1 階<br>9 番  | 14        |
|         | 市の緊急通報システムを<br>設置している                        | ● 市の緊急通報システム<br>の撤去                                                                                                                                                                  |    |   | 福祉政策課        | 1 階<br>9 番  | 15        |
| 子ども     | 児童手当、児童扶養手当、<br>特別児童扶養手当の支給対象児<br>または受給者である  | <b>(支給対象の児童の方)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受給事由消滅または<br/>額改定</li> </ul> <b>(受給している方)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受給事由消滅、<br/>未支払請求、認定請求</li> </ul> |    |   | 児童総務課        | 2 階<br>19 番 | 15        |
|         | 交通事故または<br>自然災害で亡くなり、<br>18歳未満の児童がいる         | ● 奈良県交通遺児等<br>激励金の申請                                                                                                                                                                 |    |   | 児童総務課        | 2 階<br>19 番 | 15        |
| し尿      | し尿くみ取りの該当者である<br>(浄化槽の世帯を除く)                 | ● 人数変更の届出                                                                                                                                                                            |    |   | 環境保全課        | 2 階<br>22 番 | 16        |
| 被害罪     | 犯罪被害により亡くなった方                                | ● 遺族見舞金の支給申請                                                                                                                                                                         |    |   | 人権施策課        | 4 階<br>47 番 | 16        |
| 飼い犬     | 犬を飼っている                                      | ● 所有者の変更届                                                                                                                                                                            |    |   | 環境保全課        | 2 階<br>22 番 | 17        |
| 森林      | 森林を所有している                                    | ● 所有者変更の届出                                                                                                                                                                           |    |   | 農林課          | 2 階<br>25 番 | 17        |
| 農地      | 農地を所有している                                    | ● 所有者変更の届出                                                                                                                                                                           |    |   | 農業委員会<br>事務局 | 2 階<br>25 番 | 17        |

## 市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きをご確認下さい。

| 区分         | 手続きの種類    | 主な手続き              | 該当 | 済 | 問い合わせ先など                                                                                   |
|------------|-----------|--------------------|----|---|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市役所以外での手続き | 上水道       | 水道の閉栓・名義変更、振替口座の変更 |    |   | 生駒市水道事業お客様センター<br>0743-79-2800<br>(生駒市真弓2丁目13番1号)                                          |
|            | 生命保険      | 死亡保険金の請求・入院給付金の請求等 |    |   | 加入している生命保険会社                                                                               |
|            | 預貯金口座     | 口座凍結解除手続き          |    |   | 各金融機関 等                                                                                    |
|            | 株式等       | 名義変更               |    |   | 各証券会社 等                                                                                    |
|            | 遺言書       | 検認・開封              |    |   | 奈良家庭裁判所<br>0742-88-6521・0742-88-6522<br>(奈良市登大路町35番地)                                      |
|            | 固定電話・携帯電話 | 契約継承・解約            |    |   | 各契約会社                                                                                      |
|            | インターネット   | 名義変更・解約            |    |   |                                                                                            |
|            | NHK受信料    | 名義変更・解約            |    |   | フリーダイヤル<br>0120-151515<br>有料ダイヤル<br>050-3786-5003                                          |
|            | 電気・ガス料金等  | 名義変更・解約            |    |   | 各契約会社 等                                                                                    |
|            | 運転免許証     | 返納                 |    |   | 運転免許センター<br>0744-22-5541<br>(橿原市葛本町120番地の3)<br><br>生駒警察署<br>0743-74-0110<br>(生駒市東松ヶ丘6番20号) |

| 区分         | 手続きの種類                                   | 主な手続き             | 該当 | 済 | 問い合わせ先など                                                    |
|------------|------------------------------------------|-------------------|----|---|-------------------------------------------------------------|
| 市役所以外での手続き | パスポート                                    | 返納                |    |   | 奈良県旅券事務所<br>0742-35-8601<br>(奈良市西大寺東町2丁目<br>4番1号 ならファミリー5階) |
|            | クレジットカード                                 | 解約                |    |   | 各契約会社                                                       |
|            | ケーブルテレビ                                  | 名義変更・解約           |    |   |                                                             |
|            | 不動産登記関係<br>(令和6年4月1日から相続登記が<br>義務化されました) | 土地・家屋等相続登記        |    |   | 奈良地方法務局<br>0742-23-5230<br>(奈良市高畑町552)                      |
|            | 国税関係<br>(相続税、所得税、消費税)                    | 相続税・所得税・<br>消費税申告 |    |   | 奈良税務署<br>0742-26-1201<br>(奈良市登大路町81 奈良合同庁舎)                 |
|            | 国債を所有していた方                               | 記名変更・償還金受領        |    |   | 償還金支払場所または<br>証券保険証書に記載の郵便局                                 |
|            | 軽自動車                                     | 名義変更・廃車等          |    |   | 軽自動車検査協会 奈良事務所<br>050-3816-1845<br>(大和郡山市額田部北町<br>980番地の3)  |
|            | 普通自動車                                    | 税金に関する手続き         |    |   | 自動車税事務所<br>0743-51-0082<br>(大和郡山市満願寺町60-1)                  |
|            |                                          | 名義変更・廃車等          |    |   | 近畿運輸局 奈良運輸支局                                                |
|            | バイク(125cc超)                              | 名義変更・廃車等          |    |   |                                                             |

## 市役所での手続き

## 印鑑登録をしている

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証(カード)を返還して下さい。

## 受付窓口

市民課  
(内線 7061)

● 1階 1、2 番窓口

## 手続き

☐ 印鑑登録証(カード)の返還

## 持ち物

・ 故人の印鑑登録証(カード)

## 期限

速やかに

## マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持っている

故人がマイナンバーカードもしくは住民基本台帳カードを所持していた場合、カードを返納して下さい。

## 受付窓口

市民課  
(内線 7061)

● 1階 1、2 番窓口

## 手続き

☐ カードの返納

## 持ち物

・ 故人のマイナンバーカードもしくは住民基本台帳カード  
・ 届出人の本人確認書類

## 期限

速やかに  
(ただしマイナンバーカードをお持ちの場合、故人のマイナンバーを確認できる唯一の書類となります。お手続きで必要になる場合もあるため、手続きが終わられて、マイナンバーの確認が不要となった後にご返納下さい。)

## 国民年金を受給している

年金を受給していた故人がまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされる年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他3親等以内の親族）が受け取ることができます。

### 受付窓口

福祉政策課  
庶務年金係  
(内線 7210)

● 1階8番窓口

### 手続き

☐ 未支給年金請求

### 持ち物

- ・ 請求者の戸籍謄(抄)本
- ・ 請求者の通帳
- ・ 故人の年金証書
- ・ 請求者のマイナンバーカード(通知カード) など。

※請求者により必要な書類が異なります。必ず事前にお問い合わせ下さい。

### 期限

速やかに（時効5年）

年金の手続きに関しては、市役所で手続きできるものと、日本年金機構（奈良年金事務所 0742-35-1371）で手続きをするものがありますので、お問い合わせ下さい。

## 国民年金に加入している

故人が国民年金に加入されていた場合、以下の年金や一時金が支給される可能性があります。

### ①遺族基礎年金

故人によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障害の状態にある場合は20歳）のいる配偶者」または「子」が受けることができます。

### ②寡婦年金

死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻が受けることができます。

### ③死亡一時金

死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなったときは、その方と生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）が受けることができます。

### 受付窓口

福祉政策課  
庶務年金係  
(内線 7210)

● 1階8番窓口

### 手続き

☐ 国民年金の手続き

### 持ち物

請求される年金、請求者により、必要な書類が異なります。必ず事前にお問い合わせ下さい。

### 期限

速やかに

時効：① ② 5年、③ 2年

年金の手続きに関しては、市役所で手続きできるものと、日本年金機構（奈良年金事務所 0742-35-1371）で手続きをするものがありますので、お問い合わせ下さい。

## 国民健康保険に加入している

故人が国民健康保険に加入していた場合、次の手続きをして下さい。

※故人が世帯主の場合、「世帯主であり、世帯に国民健康保険加入者がいる」の手続きもお願いします。(次の項目参照)

### 受付窓口

国保医療課  
国保係  
(内線 7 4 6 2)

● 1 階 6 番窓口

|     |                                                                                                                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 手続き | <input type="checkbox"/> ①国民健康保険被保険者証の返納<br><input type="checkbox"/> ②高齢受給者証等の返納<br>(70歳以上75歳未満の方)<br><input type="checkbox"/> ③葬祭費の支給申請                                     |
| 持ち物 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・高齢受給者証等</li> <li>・葬儀の領収書または会葬御礼のハガキなど<br/>(喪主と亡くなった人がわかるもの)</li> <li>・喪主の振込先のわかるもの</li> <li>・本人確認書類</li> </ul> |
| 期限  | ①② 速やかに<br><br>③ 葬祭を行った日の翌日から2年以内                                                                                                                                            |

## 世帯主であり、世帯に国民健康保険加入者がいる

故人が国民健康保険加入者のいる世帯の世帯主であった場合、新世帯主への変更が必要です。また故人が口座振替を行っている場合は口座引き落としができなくなります。引き続き口座振替を希望する場合は銀行窓口または市役所窓口にて、新世帯主での手続きを再度行って下さい。

### 受付窓口

国保医療課  
国保係  
(内線 7 4 6 2)

● 1 階 6 番窓口

|     |                                                                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 手続き | <input type="checkbox"/> 新世帯主への変更<br><input type="checkbox"/> 引落とし口座の変更                                    |
| 持ち物 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者全員の保険証</li> <li>・金融機関のキャッシュカード<br/>(一部金融機関除く、生体認証不可)</li> </ul> |
| 期限  | 速やかに                                                                                                       |

## 後期高齢者医療保険に加入している

故人が後期高齢医療保険に加入していた場合、次の手続きをして下さい。

※故人が世帯主の場合、10 ページの「世帯主であり、世帯に国民健康保険加入者がいる」の手続きもお願いします。

## 受付窓口

国保医療課  
福祉医療係  
(内線 7 4 7 1 ・ 7 4 7 0)

● 1 階 7 番窓口

## 手続き

- ☐ ① 後期高齢者医療被保険者証の返納  
☐ ② 葬祭費の支給申請

## 持ち物

- ・ 後期高齢者医療被保険者証
- ・ 葬儀の領収書または会葬御礼のハガキなど  
(喪主と亡くなった人の氏名、葬儀が済んだ事がわかるもの)
- ・ 喪主の振込先のわかるもの

## 期限

- ① 速やかに  
② 葬祭を行った日の翌日から 2 年以内

## 市の医療費助成制度を利用している

各医療費受給資格証を所持していた場合、次の手続きをして下さい。

## 受付窓口

国保医療課  
福祉医療係  
(内線 7 4 7 1 ・ 7 4 7 0)

● 1 階 7 番窓口

## 手続き

- ☐ 各医療費受給資格証の返納  
(乳幼児医療費助成、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、心身障害者医療費助成)  
☐ 助成金の振込先変更

## 持ち物

- ・ 各受給資格証
- ・ 新しく登録する振込先がわかるもの

## 期限

速やかに

## 介護保険被保険者証の交付を受けている

故人が次のいずれかの証の交付を受けていた場合、返納して下さい。

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 介護保険負担限度額認定証

### 受付窓口

介護保険課  
(内線 7420)

● 1階12番窓口

手続き ☐ 各種証の返納

持ち物 ・所持されている証

期限 速やかに

## 市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)を課税されている

故人が市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)を課税されていた場合、  
相続人代表者指定届が必要です。  
※相続人代表者指定届(30ページ)

### 受付窓口

課税課  
市民税係  
(内線 7120)  
土地係  
(内線 7130)

● 1階13番窓口

手続き ☐ 相続人代表者の指定

持ち物 ・窓口に来られた方の本人確認書類  
・相続人と確認できる書類

期限 速やかに

## 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

故人が原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた  
場合、廃車手続きまたは名義変更が必要です。

### 受付窓口

課税課  
庶務係  
(内線 7110)

● 1階13番窓口

手続き ☐ ① 廃車手続き  
☐ ② 名義変更

持ち物 ① ナンバープレート / 標識交付証明書  
・窓口に来られた方の本人確認書類  
・相続人と確認できる書類

② 標識交付証明書  
・窓口に来られた方の本人確認書類  
・相続人と確認できる書類

期限 速やかに

## 障害者手帳、自立支援医療受給者証等を所有している

故人が次のいずれかを所持していた場合、返納して下さい。

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療（更生・育成・精神通院）受給者証
- 精神障害者医療費受給資格証
- 障害福祉サービス受給者証
- 療養介護医療受給者証
- 通所受給者証
- 地域生活支援事業受給者証

### 受付窓口

障がい福祉課  
障がい福祉係  
(内線 7261)

● 1階16番窓口

### 手続き

- ☐ 各種障害者手帳の返納
- ☐ 各種受給者(資格)証の返納
- ☐ 助成金の振込先変更

### 持ち物

- 【各種障害者手帳の返納】
- ・所持されている手帳
  - ・窓口に来られた方の本人確認書類
- 【各種受給者(資格)証の返納】
- ・所持されている受給者(資格)証
  - ・窓口に来られた方の本人確認書類
- 【助成金の振込先変更】
- ・所持されている受給者(資格)証
  - ・窓口に来られた方の本人確認書類
  - ・新しく登録する振込先がわかるもの

### 期限

速やかに

memo

## 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のいずれかの受給者である

次のいずれかを受給していた場合、手当死亡届、支払方法変更届を提出して下さい。

- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 経過的福祉手当

### 受付窓口

障がい福祉課  
障がい福祉係  
(内線 7 2 6 1)

- 1階 16番窓口

|     |                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 手続き | <input type="checkbox"/> 死亡の届出<br><input type="checkbox"/> 支払先の変更                                   |
| 持ち物 | <b>【死亡の届出】</b><br>・ 窓口に来られた方の本人確認書類<br><br><b>【支払先の変更】</b><br>・ 変更後の支払口座がわかるもの<br>・ 窓口に来られた方の本人確認書類 |
| 期限  | 速やかに                                                                                                |

## ふれあいセンター浴場利用券の交付を受けている

故人がふれあいセンター浴場利用券の交付を受けている場合、返納して下さい。

### 受付窓口

福祉政策課  
庶務年金係  
(内線 7 2 1 0)

- 1階 8番窓口

|     |                                           |
|-----|-------------------------------------------|
| 手続き | <input type="checkbox"/> ふれあいセンター浴場利用券の返納 |
| 持ち物 | ・ 浴場利用券                                   |
| 期限  | 速やかに                                      |

## 生きいきクーポン券の交付を受けている

故人が生きいきクーポン券の交付を受けている場合、使用せず残っている場合は返納して下さい。

### 受付窓口

福祉政策課  
福祉政策係  
(内線 7 2 2 1)

- 1階 9番窓口

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 手続き | <input type="checkbox"/> 生きいきクーポン券の返納 |
| 持ち物 | ・ 生きいきクーポン券                           |
| 期限  | 速やかに                                  |

## 市の緊急通報システムを設置している

故人が市の緊急通報システムを設置している場合、ご連絡下さい。

## 受付窓口

## 手続き

☐ 市の緊急通報システムの撤去福祉政策課  
福祉政策係  
(内線 7 2 2 1)

## 持ち物

撤去工事の日程調整と辞退届の提出が必要になりますので担当課までお問い合わせ下さい。

● 1 階 9 番窓口

## 期限

速やかに

## 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当いずれかの支給対象児または受給者である

支給対象になっていた児童が亡くなった場合、もしくは、手当を受給していた方が亡くなった場合はお問い合わせ下さい。

## 受付窓口

## 手続き

いずれの手当でも変更等の手続きが必要です。

児童総務課  
庶務給付係  
(内線 2 8 1 0)

## 持ち物

内容により、必要書類が異なりますので、お問い合わせ下さい。

● 2 階 1 9 番窓口

## 期限

亡くなった日の翌日から 1 5 日以内

## 交通事故または自然災害で亡くなり、18歳未満の児童がいる

交通事故または自然災害により父または母を失った児童には激励金が支給される場合があるので、お問い合わせ下さい。

## 受付窓口

## 手続き

☐ 奈良県交通遺児等激励金の申請児童総務課  
庶務給付係  
(内線 2 8 1 0)

## 持ち物

お問い合わせ下さい。

● 2 階 1 9 番窓口

## 期限

死亡した日の翌日から起算して  
1 年を経過するまで

## し尿くみ取りの該当者である

し尿くみ取りの該当者の場合は人数変更などの手続きが必要となります  
(浄化槽の世帯の場合は不要です。)

## 受付窓口

環境保全課  
事業係  
(内線 2 3 6 1)  
  
● 2 階 2 2 番窓口

## 手続き

- ☐ 料金支払方法変更連絡  
☐ 使用中止の連絡  
☐ 世帯主及び世帯人数変更の連絡

## 持ち物

特になし

## 期限

速やかに

## 犯罪被害により亡くなられた方

故人が犯罪被害により亡くなられた場合、その遺族等には遺族見舞金が  
支給される場合があるので、お問い合わせください。

## 受付窓口

人権施策課  
人権施策係  
(内線 4 3 6 1)  
  
● 4 階 4 7 番窓口

## 手続き

- ☐ 遺族見舞金の支給申請

## 持ち物

お問い合わせください。

## 期限

速やかに  
(犯罪行為等による被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪行為等による被害が発生した日から7年を経過したときは、申請出来ません。)



## 犬を飼っている

|                               |                                  |                                                               |
|-------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 飼い犬の飼い主が亡くなった場合、所有者の変更届が必要です。 |                                  | <b>受付窓口</b><br><br>環境保全課<br>保全係<br>(内線 2382)<br><br>● 2階22番窓口 |
| 手続き                           | <input type="checkbox"/> 所有者の変更届 |                                                               |
| 持ち物                           | ※登録のない場合は、登録料3,000円              |                                                               |
| 期限                            | 所有者の変更があった日から30日以内               |                                                               |

## 森林を所有している

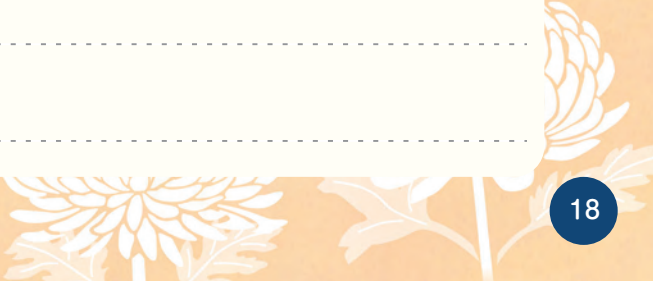
|                                       |                                                                                                     |                                                      |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 故人が森林を所有していた場合、相続等で新たに取得された方は届出が必要です。 |                                                                                                     | <b>受付窓口</b><br><br>農林課<br>(内線 2162)<br><br>● 2階25番窓口 |
| 手続き                                   | <input type="checkbox"/> 森林の土地所有者届出                                                                 |                                                      |
| 持ち物                                   | ① 登記事項証明書（写しも可）、土地売買契約書、相続分割協議の目録など権利を取得したことが分かる書類の写し<br><br>② 土地の位置を示す図面（住宅地図など任意の図面に土地の位置を記入したもの） |                                                      |
| 期限                                    | 土地の所有者となった日から90日以内                                                                                  |                                                      |

## 農地を所有している

|                                          |                                             |                                                           |
|------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 故人が農地を所有していた場合、相続等で農地を新たに取得された方は届出が必要です。 |                                             | <b>受付窓口</b><br><br>農業委員会事務局<br>(内線 2210)<br><br>● 2階25番窓口 |
| 手続き                                      | <input type="checkbox"/> 農地法第3条の3の規定による届出   |                                                           |
| 持ち物                                      | 特に持ち物なし                                     |                                                           |
| 期限                                       | 権利取得を知った日、または相続の場合は被相続人の死亡を知った日からおおむね10カ月以内 |                                                           |

memo

Blank lined area for memo.



## 空き家を所有することになったら

本市では、空き家について何でも相談できる体制や流通を支援する仕組みを設けていますので、気軽にご利用ください。

※建築物は個人の財産です。所有する土地や建築物が原因で隣家や通行人に被害を与えた場合、所有者・管理者は損害賠償責任を問われることになります。適正な維持管理をお願いします。

### 空き家のことを知りたい・考えたい方へ

#### 空き家相談

「どうすれば処分できるのか」「周囲に迷惑をかけたくない」「何から手をつければいいのかわからない」など、空き家に関するお悩みであれば何でも、専門家に相談できます。

開催日 …… 奇数月 第2水曜 13:15～16:10

場 所 …… 生駒市役所会議室（オンライン対応可）

対 象 …… 市内に住むか、市内に空き家を持っている人

申 込 …… 各開催日の5日前までに、問合せ先へ

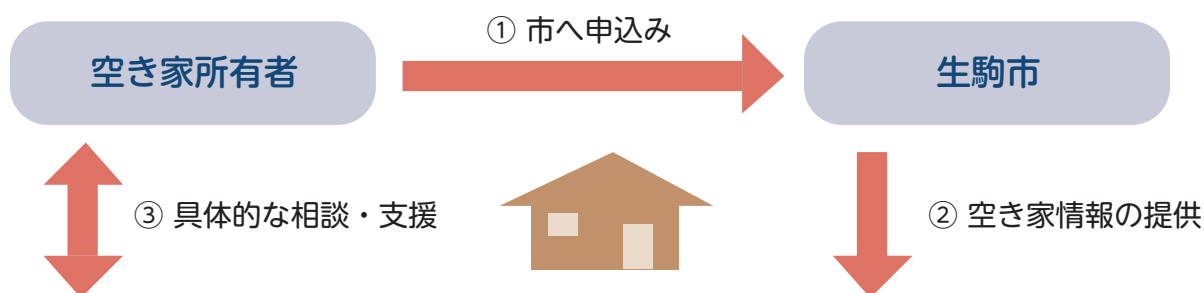
※その他、年2回程度、空き家セミナーも開催しています。  
詳しくは市ホームページか広報「いこまち」でお知らせします。

相談時間  
40分



### 市内の空き家を売りたい・貸したい方へ

市と協定を結んだ専門家からなる「いこま空き家流通促進プラットフォーム」では、空き家の流通に向け、空き家所有者に寄り添いオーダーメイドで支援しています。



#### いこま空き家流通促進 プラットフォーム

専門家によるプロジェクトチームが流通を支援します。

▶ 詳しくはこちら <https://www.city.ikoma.lg.jp/0000013956.html>



申込み・問合せ

生駒市住宅課住宅政策係（内線3361） 3階37番窓口

TEL 0743-74-1111、FAX 0743-74-9100

預けて安心！遺言書！

～自筆証書遺言書保管制度～



奈良地方法務局

memo

令和6年  
4月1日から

# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**が課されることがあります。

## 相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

### ステップ ①

#### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

### ステップ ②

#### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

### ステップ ③

#### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

### ステップ ④

#### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

### ステップ ⑤

#### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。  
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 令和6年4月1日以前の相続であっても、  
相続登記がされていないものは、義務化の対象です。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。  
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

あなたの手続きを応援します！

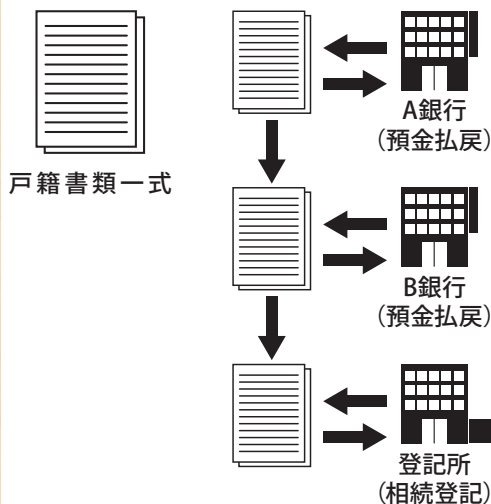
## 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を  
何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

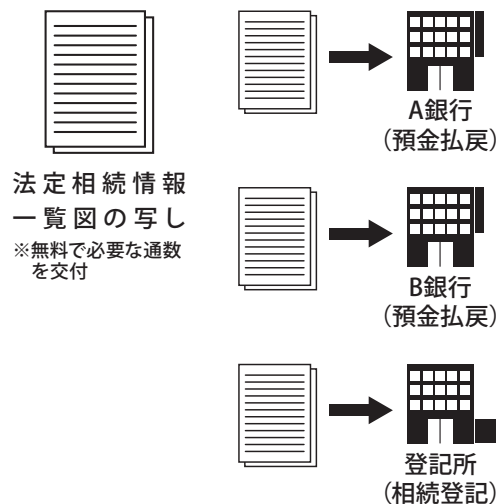
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法定相続情報

検索

## 各種証明書の交付について

## 市民課で請求できるもの

| 住所地で請求できる証明書           | 手数料  | 請求できる方                                                                              | 請求場所                  |
|------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 住民票の写し                 | 300円 | 本人及び同一世帯員                                                                           | 市役所市民課・<br>市民サービスコーナー |
| 除票の写し                  | 300円 | 本人もしくは自己の権利<br>を行使し、または自己の<br>義務を履行するために必要<br>とする人、国または地方<br>公共団体の機関に提出<br>する必要がある人 | 市役所市民課・<br>市民サービスコーナー |
| 現在住民登録のある方の<br>印鑑登録証明書 | 300円 | 本人もしくは本人から<br>印鑑登録証を<br>預かった代理人                                                     | 市役所市民課・<br>市民サービスコーナー |

| 本籍地で請求できる証明書             | 手数料  | 請求できる方           | 請求場所                  |
|--------------------------|------|------------------|-----------------------|
| 戸籍全部・個人事項証明書<br>(戸籍謄・抄本) | 450円 | 本人・配偶者・<br>直系の親族 | 市役所市民課・<br>市民サービスコーナー |
| 除籍全部・個人事項証明書<br>(除籍謄・抄本) | 750円 | 本人・配偶者・<br>直系の親族 | 市役所市民課                |
| 改製原戸籍謄・抄本                | 750円 | 本人・配偶者・<br>直系の親族 | 市役所市民課                |
| 戸籍の附票の写し                 | 300円 | 本人・配偶者・<br>直系の親族 | 市役所市民課・<br>市民サービスコーナー |
| 戸籍の附票の除票の写し              | 300円 | 本人・配偶者・<br>直系の親族 | 市役所市民課                |

上記の請求できる方が窓口に来庁できず、代理人が窓口に来る場合、請求権のある方からの委任状が必要です。また、郵送での請求も可能です。

## 市民サービスコーナーの紹介

取扱日時：火曜日～日曜日 午前9時～午後5時

※祝日及び年末年始はお休みです。

| 施設の名称                      | 電話番号         | 住所             |
|----------------------------|--------------|----------------|
| 北コミュニティセンター<br>I S T Aはばたき | 0743-71-3331 | 生駒市上町1543番地    |
| 鹿ノ台ふれあいホール                 | 0743-78-7966 | 生駒市鹿ノ台南2丁目3番地3 |
| 図書会館                       | 0743-75-5303 | 生駒市辻町238番地     |
| 南コミュニティセンター せせらぎ           | 0743-77-0001 | 生駒市小瀬町18番地     |

## 戸籍の謄本や抄本を郵送で取り寄せるには

- ① 郵送請求書(26ページ)
- ② 手数料分の定額小為替(郵便局で購入可)
- ③ 返信用封筒(切手貼付、宛名記入のもの)
- ④ 請求者の本人確認書類(運転免許証等)の写し



を本籍地の市区町村役場へ郵送して下さい。

## 本籍地以外でも証明書が請求できます

| 請求できる証明書            | 手数料   | 請求できる方           | 請求場所   |
|---------------------|-------|------------------|--------|
| 戸籍全部事項証明書<br>(戸籍謄本) | 450 円 | 本人・配偶者・<br>直系の親族 | 市役所市民課 |
| 除籍全部事項証明書<br>(除籍謄本) | 750 円 | 本人・配偶者・<br>直系の親族 | 市役所市民課 |
| 改製原戸籍謄本             | 750 円 | 本人・配偶者・<br>直系の親族 | 市役所市民課 |

請求できる方の顔写真付きの本人確認書類が必要です(委任状不可)。

## ご遺族メモ／家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP ([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

## ご遺族メモ／故人の財産について

|           |        |        |       |     |
|-----------|--------|--------|-------|-----|
| 不動産       | 所在地    | 名義人    | 持ち分   | 備 考 |
|           |        |        |       |     |
|           |        |        |       |     |
| 預貯金       | 金融機関名  | 支店名    | 金 額   | 備 考 |
|           |        |        |       |     |
|           |        |        |       |     |
| その他の資産    | 名 称    | 内 容    | 保管場所等 | 備 考 |
|           |        |        |       |     |
|           |        |        |       |     |
| 借入金・ローン   | 借入先    | 金 額    | 返済方法  | 備 考 |
|           |        |        |       |     |
|           |        |        |       |     |
| 生命保険・損害保険 | 保険会社   | 種類・内容  | 受取人   | 備 考 |
|           |        |        |       |     |
|           |        |        |       |     |
| 公的年金      | 基礎年金番号 | 種 類    | 受給金額  | 備 考 |
|           |        |        |       |     |
|           |        |        |       |     |
| 個人年金・企業年金 | 名 称    | 番号・記号等 | 受給金額  | 備 考 |
|           |        |        |       |     |
|           |        |        |       |     |
| その他       |        |        |       |     |
|           |        |        |       |     |
|           |        |        |       |     |

## memo

# 戸籍謄抄本等郵送請求書

|                   |          |     |                |  |
|-------------------|----------|-----|----------------|--|
| 必要<br>な<br>人<br>の | ①<br>本籍地 | 生駒市 | ②<br>筆頭者<br>氏名 |  |
|-------------------|----------|-----|----------------|--|

|                         |                        |     |                        |     |                                                                                                                                                 |  |
|-------------------------|------------------------|-----|------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| ③<br>必要<br>な<br>も<br>の  | 戸籍謄本                   | 通   | 戸籍抄本                   | 通   | ④<br>抄本、<br>戸籍の<br>附票（<br>一部）<br>、<br>身分に<br>関する<br>証明<br>の<br>氏名等<br>の<br>必要<br>な<br>人<br>の<br>受<br>理<br>証<br>明、<br>記<br>載<br>事<br>項<br>証<br>明 |  |
|                         | 除籍謄本                   | 通   | 除籍抄本                   | 通   |                                                                                                                                                 |  |
|                         | 原戸籍謄本                  | 通   | 原戸籍抄本                  | 通   |                                                                                                                                                 |  |
|                         | 戸籍の附票<br>（全部）          | 通   | 戸籍の附票<br>（一部）          | 通   |                                                                                                                                                 |  |
|                         | 本籍・筆頭者の記載              | 有・無 | 本籍・筆頭者の記載              | 有・無 |                                                                                                                                                 |  |
|                         | 身分に関する証明               | 通   | 独身証明                   | 通   |                                                                                                                                                 |  |
|                         | ※本人以外の請求は<br>委任状が必要です。 |     | ※本人以外の請求は<br>委任状が必要です。 |     |                                                                                                                                                 |  |
| 受理証明                    | 婚姻・離婚・出生・（ ）届          | 通   |                        |     |                                                                                                                                                 |  |
| ※届出人以外の請求は<br>委任状が必要です。 | 届出日（ 年 月 日）            |     |                        |     |                                                                                                                                                 |  |
| 記載事項証明                  | 婚姻・離婚・出生・（ ）届          | 通   |                        |     |                                                                                                                                                 |  |
|                         | 届出日（ 年 月 日）            |     |                        |     |                                                                                                                                                 |  |

◎謄本…その戸籍の全員が記載されているもの ◎抄本…その戸籍の一部の方が記載されているもの

※戸籍、除籍、原戸籍、戸籍の附票を本人、配偶者、直系の親族以外が請求する場合、委任状が必要です。

|                   |  |         |  |
|-------------------|--|---------|--|
| ⑤<br>使用<br>目<br>的 |  | 提出<br>先 |  |
|-------------------|--|---------|--|

|                       |      |        |           |                   |       |
|-----------------------|------|--------|-----------|-------------------|-------|
| ⑥<br>請<br>求<br>者<br>の | 住 所  | （〒 ー ） | 電話番号<br>※ | （ 自宅 ・ 携帯 ・ 勤務先 ） |       |
|                       | フリガナ |        |           | ※日中通じる電話番号        |       |
|                       | 氏 名  |        | 生年月日      | 大・昭<br>平・西        | 年 月 日 |
| ⑦必要な人との続柄             |      |        |           |                   |       |

※ 海外の方は、日中（日本時間の平日8:30～17:15）に連絡することのできる電話番号を、国番号から記入してください。

## \* 同封するもの \*

◎ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）の写し

◎ 手数料分の定額小為替（郵便局で購入）

※ 手数料はおつりのないようにご用意下さい。

手数料の不足が生じた場合、こちらから連絡を差し上げますので、追って不足分の定額小為替を送ってください。

◎ 返信用封筒（切手を貼付し、宛名を記載したもの）

※ 戸籍、除籍、原戸籍の請求の場合、請求者の住民登録地への返送となります。

## memo

# 委任状

令和 年 月 日

(あて先) 生駒市長

委任する人(請求等する権利のある方) 記載もれ等不備がある場合は受付できないことがあります。

|      |        |
|------|--------|
| 住 所  | 電話 — — |
| 氏 名  | 印      |
| 生年月日 | 年 月 日  |

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人(窓口に来られる方)

|                  |                                                                                                 |           |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 住 所              |                                                                                                 | 委任者との関係   |
|                  |                                                                                                 | (委任者から見て) |
| 氏 名              |                                                                                                 |           |
| 生年月日             | 年 月 日                                                                                           |           |
| 委<br>任<br>事<br>項 | (故人) _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限                                                                    |           |
|                  | 1. 住民票の写し等の交付申請および受領の権限<br>(必要な方の氏名 _____ / _____ 部 / 本籍表示 有・無/ 世帯主、続柄 有・無)                     |           |
|                  | 2. 戸籍証明書の交付申請および受領の権限 (※本籍を記入してください。)<br>【本籍：生駒市 _____ 筆頭者： _____】<br>(必要な方の氏名 _____ / _____ 部) |           |
|                  | 3. 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限ならびに税に関する各種手続き<br>(軽自動車に関する手続き含む) の権限                                  |           |
|                  | 4. 国民健康保険・後期高齢者医療、葬祭費の支給ならびに高額療養費の支給、その他の<br>申請等の手続きおよび受領の権限                                    |           |
|                  | 5. その他 ( _____ )                                                                                |           |
|                  | * 必要な箇所に「○」又は記入をしてください。                                                                         |           |

【注意】・委任状は、必ず委任する本人が必要事項を記入し、署名または記名押印してください。  
・本人以外の方が記入されて、後日問題が発生した場合は、委任状を偽造したものとして、私文書偽造罪(刑法第159条)により、刑事罰の対象となるとともに、民事上の損害賠償責任を負うことにもなりますので、ご注意ください。

## memo

生 駒 市 長 殿

相続人代表者指定届及び軽自動車等現所有者届

(届出人)      住所

氏名

電話番号

被相続人名義の市・県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税  
(種別割)の納税義務者の代表者として下記の者を指定しましたので、お届けします。

記

|                  |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                      |         |              |  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------|--------------|--|
| 代<br>表<br>者      | (フリガナ)<br>氏 名                                                                                                                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 届出人に同じ                      |         | 被相続人<br>との続柄 |  |
|                  | 住 所                                                                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> 届出人に同じ<br>〒<br>TEL (      ) |         |              |  |
|                  | 生 年 月 日                                                                                                                                                                                                                              | 大・昭・平・令・西暦      年      月      日                      |         |              |  |
| 被<br>相<br>続<br>人 | (フリガナ)<br>氏 名                                                                                                                                                                                                                        |                                                      |         |              |  |
|                  | 住 所                                                                                                                                                                                                                                  |                                                      |         |              |  |
|                  | 死亡年月日                                                                                                                                                                                                                                |                                                      | 生 年 月 日 |              |  |
| 税<br>目           | <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> 市・県民税のみ <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税のみ <input type="checkbox"/> 国保税のみ<br>※代表者になっていただける税目をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 軽自動車税のみ<br>チェックがない場合は全てとみなして処理をさせていただきます。 |                                                      |         |              |  |
| 備考               |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                      |         |              |  |

- (ご注意) ・この届けは、死亡された方の市・県民税等の納税に関する代表者の方を明確にするため  
のもので、遺産分割や相続登記に影響を及ぼすものではありません(軽自動車等につい  
ては現所有者とします)。
- ・相続人代表者の方で、口座振替をご希望の方は、必ず、取扱金融機関に手続きをお願いい  
たします。
- ・相続放棄をされている場合は、その旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

-----  
\* 市使用欄      令和      年      月から上記のとおり指定してよろしいか。

|    |      |    |       |     |     |
|----|------|----|-------|-----|-----|
| 課長 | 課長補佐 | 主幹 | 係長・主査 | 係 員 | 起案者 |
|    |      |    |       |     |     |

収税課 確認欄  
庶務係長 徴収係長  
☐      ☐

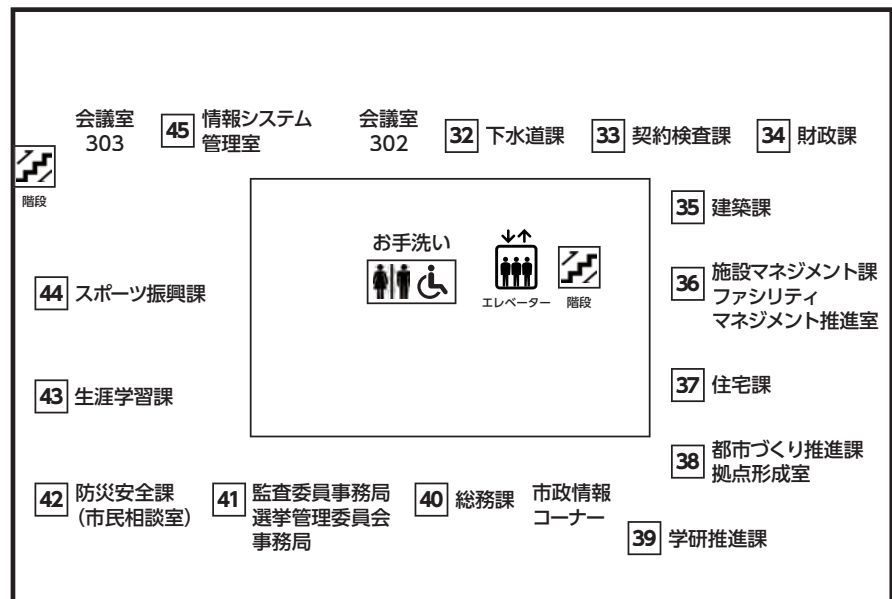
☐宛名異動処理    ☐更正(有・無)    ☐コピー    ☐固定    ☐市民税    ☐庶務    ☐収税    ☐国保    ☐リスト入力

## memo

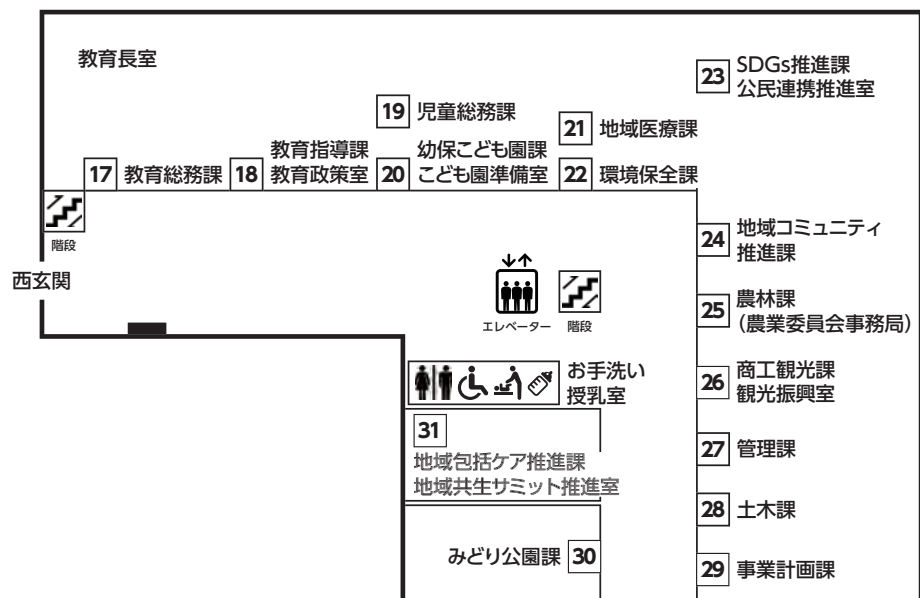
## フロアマップ

(令和6年4月1日時点)

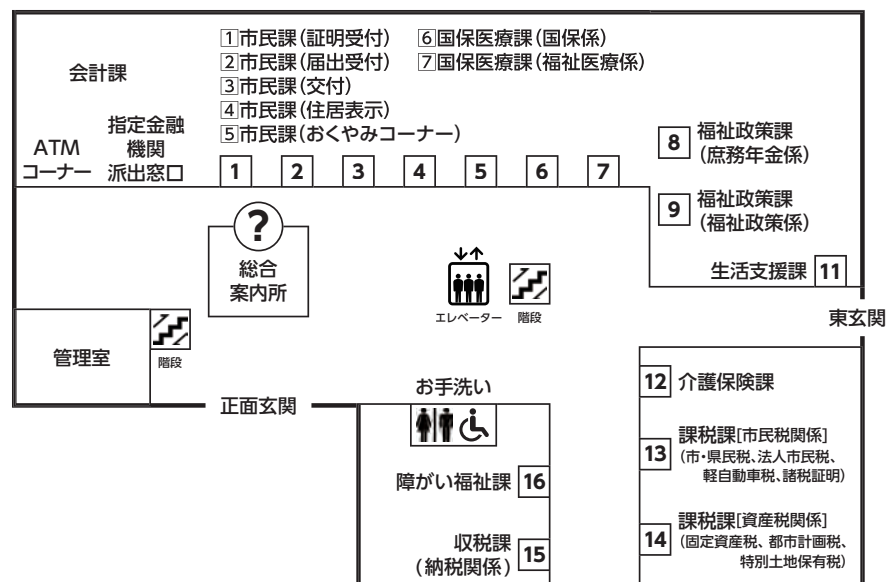
## 3階



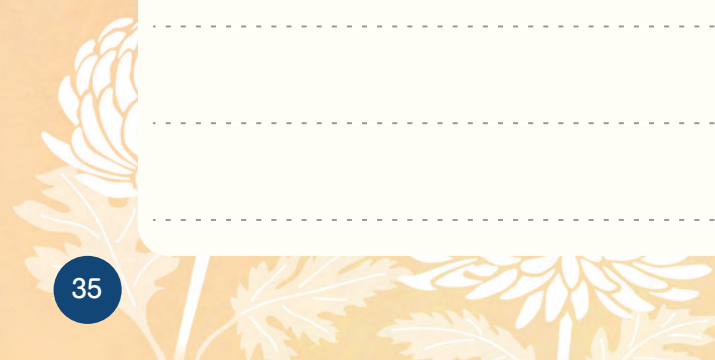
## 2階



## 1階



memo



## memo

## memo

# いこま みんなの 相続窓口

相談  
無料



突然亡くなってしま  
い、何をしてい  
いか分からない。

どの専門家に相談  
すればよいのか  
分からない。

自分たちで手続き  
を進めているが、  
そろそろ限界だ。

相続税の手続きな  
ど、一部だけサポ  
ートして欲しい。

相続についてなんでも相談できる電話窓口です。  
お気軽にお問合せ下さい。  
サポートが必要な皆様に専門事業者をご紹介します。

サービスご提供までの流れ



## 今すぐ相談したい方

フリーダイヤル (9:00～18:00)

**0120-256-109**

オペレーターが対応いたします。お客様のニーズをお伺いし、必要に応じてその解決に必要な専門事業者をご紹介します。専門事業者との面談は原則として無料です（内容によっては有料となる場合がございます）。専門事業者との契約成立後、相続手続きサポート開始となります。

## 相談日を予約したい方

<https://mnn-sozoku.com/contact/>

上記のURL、または右の二次元コードから予約フォームにアクセスしていただき、必要事項をご記入ください。その際に、下記の確認コードをご記入ください。



確認コード：ikoma24

後日、当窓口からご連絡を差し上げます。

運営：株式会社ルリアン

〒604-8151 京都府京都市中京区錦雲通烏丸西入ル橋弁慶町227 第12長谷ビル9階  
TEL 075-585-5188 FAX 075-585-5189 公式サイト <https://le-lien.co.jp/>

ご先祖様への想いを  
伝統の技術でお応えします。

## 新しく お墓を建てる

伝統的な和墓・最新のデザイン墓、  
お客様独自のオリジナル墓まで。  
ご要望に寄り添ってご提案致します。  
「墓相学」に基づく「吉相墓」も  
ご提案可能です。  
地震に強い耐震施工も  
対応可能です。

## お墓に 文字を刻む

既存のお墓(霊標・法名碑)へ、  
追加彫刻が可能です。  
また、お墓のクリーニング・  
古いお墓の整理等、  
お墓に関するご相談は何でも  
下記連絡先まで、  
ご連絡下さい。

## お墓じまい

お墓じまいを検討される方が  
多くなりました。工事前の役所への  
手続きもサポートさせて頂きます。  
遠方のお墓でも、  
遠慮なくご相談下さい。

## 墓地・霊園の ご紹介

近隣・遠方問わず、  
墓地・霊園のご紹介出来ます。  
現地案内はいつでも  
させて頂きます。

## 永代供養墓 樹木葬

永代供養墓も樹木葬も  
いろいろな種類がございます。  
お客様のご要望に合わせて、  
ご紹介させて頂きます。

## お墓の お引越し

故郷のお墓を奈良へ  
お引越しさせることが可能です。  
全国どこでも対応可能です。  
(奈良から他府県へも可)

## ペットの お墓

かわいいオリジナルの  
お墓等ご家族の思いに  
お応えします。

わたしたちは、そのお墓にこめられた「大切な心」を後世に遺し、伝えていくお手伝いをしていきたいと思っています。  
ご相談・お見積は無料です。(リモート相談も可)お気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社 **大野石材**

☎0120-156-148

(株)大野石材

検索

 **日本墓石店100選**  
株式会社大野石材は「日本墓石店100選」認定墓石店です

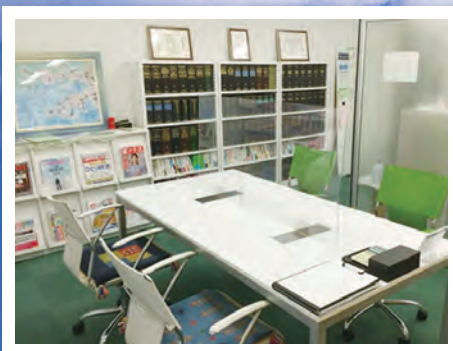
奈良市富雄元町4丁目8-4 営業時間:8:00~17:00  
定休日:日曜・月曜・祝日・夏季休暇・年末年始

LINE 友だち  
募集中



近鉄奈良駅前 遺言・相続の相談窓口

# 遺言・相続のご相談は、 遺言・相続相談センター奈良へ



遺言書作成、どうすれば良いの？  
相続手続、まず何をしたら良いの？

／ 今すぐ、お電話下さい！ ／

遺言書  
作成  
サポート

相続手続  
代行

贈与  
相続対策



代表／行政書士  
杉山 毅



南都中央総合事務所

☎ 0120-489-071

お気軽にお電話ください。資格者が丁寧に対応いたします。

営業時間：平 日 9:00～20:00  
土曜日 9:00～18:00

定 休 日：日曜・祝日

住 所：奈良市高天町45番地アート福住ビル4階

アクセス



ホームページ



本誌ご持参で、初回無料相談実施中

「遺品整理サービス」のご案内

# 遺品の整理

## はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

業者の  
対応スピードを  
知りたい

料金の  
仕組みを  
知りたい

業者の  
選び方を  
知りたい



## 安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで  
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

### POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易  
見積も可能です。(※一部業者を除く)

### POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが一人ひとりに  
寄り添ってサポートいたします。

### POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で実績の  
ある業者を紹介するので安心です。

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料  
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理



「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



運営会社: 株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表: 03-6262-3521  
主な事業内容: (1) 供養サービス事業 (2) 供養関連書籍出版事業 (3) 相続サービス事業

# 豊富な経験と実績で 皆様のご期待に 応えます！



関西地域に根差して創業40年。相続に関する遺産整理、遺産分割  
協議書作成、不動産登記、相続税申告まで相続に必要な手続きを  
(提携事務所と連携)  
ワンストップサービスにて行います。

## 初回面談無料！LINEでの相談無料！

### Point 1

#### 豊富な 相続税申告実績！

毎年30件～40件程度の相続税申告実績があり、豊富な経験から土地評価、納税猶予を含めた農地の評価、二次相続も含めた相続税対策をご提案させていただきます。

### Point 2

#### 税務調査に強い！

税務署出身の相続税専門税理士が所属しており、税務調査対策まで見据えた適正な申告書の作成対応をさせていただきます。万が一、税務調査が入っても引き続き対応させていただきます。

### Point 3

#### オンライン対応可！

ご自宅にいながらZoomやLINEを活用し、オンラインにて税理士に相談や依頼ができる環境を整えております。もちろんご自宅に伺ったり当社での打合せも可能です。



豊富な実績で、きめ細かなサービスを提供いたします！

私どもの得意とする相続分野において、お客様の不安をできるだけ取り除き、お気持ちに寄り添えるようなお手伝いができるよう努めてまいります。



## 税理士法人 アシスト・株式会社 アシスト

お気軽にお問合せください

TEL.0742-51-0602 FAX.0742-51-2196

●営業時間 9:00～18:00 ●定休日 土日祝 奈良市菅原東2丁目29番19号  
●ホームページ <https://assist-tax.com/> ●メール [assist-nara@tkcnf.or.jp](mailto:assist-nara@tkcnf.or.jp)



不動産相続の相談窓口

# 相続の不安



## 『相続勉強会』で解決します！

『相続勉強会』とは…

相続でもめないための、基礎知識をわかりやすくお伝えします

定期  
開催

STEP1 「相続とは？相続の流れと最重要点」

STEP2 「贈与と遺言書」

STEP3 「相続税と不動産」

STEP4 「節税・土地活用の方法やリスク」

STEP5 「生前に出来ること」



しっかりしたセミナーと  
資料が準備されており、  
内容も分かりやすかったです。  
(40代 男性)



生前やっておくべき事の多さに  
衝撃を受けました。  
(40代 女性)

公式LINE  
はこちら



勉強会のお知らせ等、最新情報については、  
公式LINEに登録もしくはお電話でお問合せください。

**株式会社日本中央住販**

不動産相続の相談窓口 奈良市法華寺町70-1

◆お問い合わせはこちら

**0800-555-3332**

ホームページからも  
最新情報を発信



# 大切な人に いつでも会いにいける納骨堂



※参拝室ごとに料金が異なります。詳しくはお電話またはメールにてお問い合わせください。



蕾（つばみ）



散華（さんげ）

散華  
50  
万円～



雫（しずく）

お墓終いを無料でお手伝いいたします。



永代供養  
合祀廟

永代供養  
15  
万円

仕事帰りに立ち寄ったり  
大切なタイミングで手を合わせてみたり、  
ふとあの人に会いたくなった時  
ここに立ち寄れば、あたたかい気持ちになれる

心のこもったお参りをすることが  
一番の御供養になると私たちは考えます。

どなた様もお気軽に  
お問い合わせ・ご相談ください

- ☐ 永代供養で“安心して”任せたいと考えている
- ☐ 家族にお墓の維持・管理で負担をかけたくない
- ☐ お墓の維持を任せられる身内がいない
- ☐ 墓終いやお墓の引っ越しを考えている
- ☐ 仕事終わりなどもっと気軽にお参りしたい など

宗旨宗派問わず  
お預かりした御遺骨は永代にお祀りし  
御供養させていただきます。

奈良・生駒  
納骨堂 白蓮院

〒630-0213 奈良県生駒市東生駒 1-322-2

☎0743-73-1094

✉info@byakurenin.or.jp

車でお越しの場合

寺分ランプより車で約6分

電車でお越しの場合

近鉄生駒線「菜畑」駅より徒歩約5分

近鉄奈良線「東生駒」駅より徒歩約10分

参拝時間：8:00～20:00

\*お盆・年末年始の期間は参拝時間を変更する場合もございます。



◀二次元コードを読み取る または 以下のように検索していただく  
詳細をご覧ください。

白蓮院 生駒



宗教法人 白蓮院 / 生駒墓第1号

# 供養のかたち

供養のかたちも時代の流れで変容しつつあります。  
ご来店頂いてアドバイスさせていただきます。気軽にお立ち寄りください。

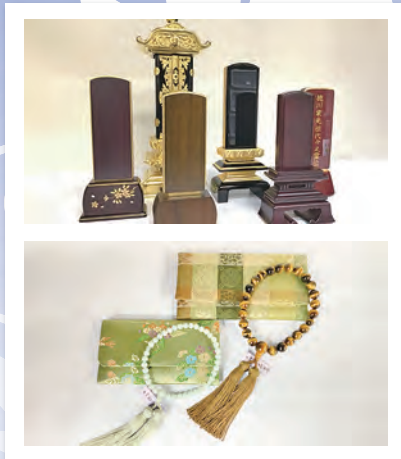


コンパクトな家具調仏壇  
多数展示

和型・洋型墓石展示！  
お墓の追加彫りの承り中

仏事・供養のご相談は  
いつでもご来店ください

永代供養・樹木葬などの  
ご相談もお受けいたします

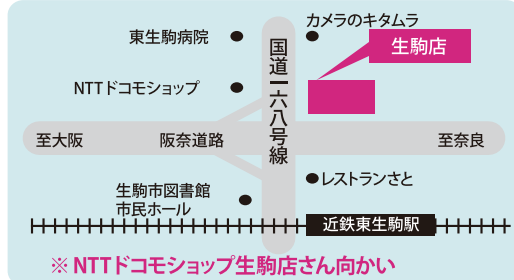


生駒店 0120-12-3827

〒630-0212 生駒市辻町 47-7  
【営業時間】9:30～18:30 ※木曜定休



山田川霊園



# CEREMUSE

セレミューズ 瑞光

Quality

## 故人を偲ぶに ふさわしい法事・法要を。

五つ星クオリティ



人数

少人数から  
大人数まで  
**専用室**

安心

ご用意から  
進行まで  
**信頼**

アクセス

完全無料大型  
**駐車場**

年間多くのご家族様の「お葬儀後」のご相談を承っています

### 他社でお葬儀された方も、 安心してご相談ください。

ご利用が増えています

満中陰・初盆、葬儀後手続き、位牌・仏壇 等

信頼できる窓口があります

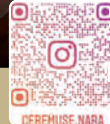
遺品整理・相続、資産売却、永代供養、墓じまい 等

セレミューズクオリティを実感

「一生お付き合いの出来る」  
セレミューズクオリティを  
実感していただけます。



公式 LINE



公式 Instagram



まごころ葬儀

CEREMUSE 瑞光

運営会社: セレミューズ株式会社

0120・421・444

生駒市桜ヶ丘 2-46

(ご相談は 9:00-17:00) 阪奈道路沿い辻町ICすぐ

本誌持参でセレミューズ友の会に新規ご入会(1万円のみ)& LINE 友だち登録でクオカード 5,000 円分プレゼント

|       |              |
|-------|--------------|
| 発 行   | 生駒市市民課       |
| 編集・制作 | 株式会社鎌倉新書     |
| 発 行 年 | 2024 年 6 月作成 |